

第二号議案

大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年九月二十六日提出

大分県教育委員会教育長 山 田 雅 文

大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表の義務教育課の項中「、夜間中学開校準備班」を削る。

第八条第一号及び第二号中「市町村立学校」の下に「及び県立学びヶ丘中学校」を加え、同条第十二号中「県立夜間中学」を「県立学びヶ丘中学校の生徒の募集」に改め、同号を同条第十三号とし、同条中第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 県立学びヶ丘中学校の教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。
第九条中「県立中学校」を「県立大分豊府中学校」に改める。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。

提案理由

県立学びヶ丘中学校を設置することに伴い、同校の開校準備を行ってきた義務教育課内の夜間中学開校準備班を廃止したので提案する。

大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

1 改正を行う規則

大分県教育委員会行政組織規則（昭和39年大分県教育委員会規則第6号）

2 改正理由

令和7年10月1日付けで県立学びヶ丘中学校を設置することに伴い、同校の開校準備を行ってきた義務教育課内の「夜間中学開校準備班」を廃止するもの

3 主な改正内容

- (1) 「義務教育課」内の「夜間中学開校準備班」の廃止（第4条関係）
- (2) 県立中学校に係る分掌の整理（第8条、第9条関係）

4 施行期日

令和7年10月1日

○ 大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行																
第一条～第三条（略） （課、所又は班の設置及び名称） 第四条 教育庁の本庁に、次の表の上欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の下欄に掲げる班を置く。 <table border="1"> <tr> <th>課名</th><th>班の名称</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>義務教育課</td><td>管理予算班、義務教育指導班、幼児教育推進班、学力向上支援班</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table> 2 （略） 第五条～第七条の二（略） （義務教育課の分掌事務） 第八条 義務教育課においては、次の事務をつかさどる。 一 市町村立学校及び県立学びヶ丘中学校の教育課程、学習指導、進路指導その他の学校教育（他の課及び所の所掌に属するものを除く。）に關すること。 二 市町村立学校及び県立学びヶ丘中学校の学校教育に係る指導及び助言（他の課及び所の所掌に属するものを除く。）に關すること。 三～五（略）	課名	班の名称	（略）	（略）	義務教育課	管理予算班、義務教育指導班、幼児教育推進班、学力向上支援班	（略）	（略）	第一条～第三条（略） （課、所又は班の設置及び名称） 第四条 教育庁の本庁に、次の表の上欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の下欄に掲げる班を置く。 <table border="1"> <tr> <th>課名</th><th>班の名称</th></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>義務教育課</td><td>管理予算班、義務教育指導班、幼児教育推進班、学力向上支援班、夜間中学開校準備班</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table> 2 （略） 第五条～第七条の二（略） （義務教育課の分掌事務） 第八条 義務教育課においては、次の事務をつかさどる。 一 市町村立学校の教育課程、学習指導、進路指導その他の学校教育（他の課及び所の所掌に属するものを除く。）に關すること。 二 市町村立学校の学校教育に係る指導及び助言（他の課及び所の所掌に属するものを除く。）に關すること。 三～五（略）	課名	班の名称	（略）	（略）	義務教育課	管理予算班、義務教育指導班、幼児教育推進班、学力向上支援班、夜間中学開校準備班	（略）	（略）
課名	班の名称																
（略）	（略）																
義務教育課	管理予算班、義務教育指導班、幼児教育推進班、学力向上支援班																
（略）	（略）																
課名	班の名称																
（略）	（略）																
義務教育課	管理予算班、義務教育指導班、幼児教育推進班、学力向上支援班、夜間中学開校準備班																
（略）	（略）																

六 県立学びヶ丘中学校の教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。	(新設)
七〇十二 (略)	六〇十一 (略)
十三 県立学びヶ丘中学校の生徒の募集に関すること。	十二 県立夜間中学 に関すること。
第八条の二 (略)	第八条の二 (略)
(高校教育課の分掌事務)	(高校教育課の分掌事務)
第九条 高校教育課においては、次の事務をつかさどる。	第九条 高校教育課においては、次の事務をつかさどる。
一 県立高等学校及び県立大分豊府中学校の教育課程、学習指導、進路指導その他の学校教育(他の課の所掌に属するものを除く。)に関すること。	一 県立高等学校及び県立中学校 の教育課程、学習指導、進路指導その他の学校教育(他の課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
二 県立高等学校及び県立大分豊府中学校の学校教育に係る指導及び助言(他の課の所掌に属するものを除く。)に関すること。	二 県立高等学校及び県立中学校 の学校教育に係る指導及び助言(他の課の所掌に属するものを除く。)に関すること。
三 県立高等学校及び県立大分豊府中学校の教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。	三 県立高等学校及び県立中学校 の教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。
四〇八 (略)	四〇八 (略)
九 県立高等学校及び県立大分豊府中学校の入学定員の策定に関すること。	九 県立高等学校及び県立中学校 の入学定員の策定に関すること。
十 県立高等学校及び県立大分豊府中学校の入学者選抜に関すること。	十 県立高等学校及び県立中学校 の入学者選抜に関すること。
十一 (略)	十一 (略)
第十条〇第三十三条 (略)	第十条〇第三十三条 (略)